

人口動態  
(青月末)

入世口	帶數
一七	一六〇
一三八、七七	五六七人
一九二人	四七五人
二八人	二八人
七四九人	七四九人
增五人	減六人
二九二人	二九二人
一七八人	五四五人
（住民登録人口による）	

# 雑貨ふ頭十五日から使用開始 神永丸一千四百トンの初荷を積んで出港

じて保存しておいてください  
いつか役にたつことがあります

石炭、雑貨両岸壁完成で重要港湾としてスタート

苫小牧港の西ふ頭使用開始を祝う修  
式式は、十五日前半から花火合図にふ頭岸壁で神官によりおこ  
そに行なわれました。

この日は、好天に恵まれ道知事（代理高瀬正土木部長）をはじめ、道開発局長（代理木田茂局次長）、第一管区海上保安本部長奥村文吾氏、北海海運局長（代理菅原善作総務部長）西田参議など関係者百

第一管区海上保安本部長奥村文吾氏、北海海運局長（代理菅原善作総務部長）西田参議など関係者百

八十四組）を訪れ、石川正一船長（三八）に花束を贈りました。引き続き（写真は、西ふ頭岸壁における修

けで、ようやく港らしい活気を呈しております。

ふ頭岸壁の市営一号上屋で盛大な祝賀会が開催されました。

これで苫小牧港は、石炭、雑貨両ふ頭とも使用を開始し、本道の重要港湾としてはばな新規発足したわ

京港に向け出港いたしました。

五十人余りが参列いたしました。

式典のあと、大泉市長は藤原市議会議長、藤田商工会議所副会頭らと第一船神永丸には、北庄運輸、苫小牧海陸運送、苫小牧ふ頭三社の荷役船栗林商船所属の神永丸（二千九百

作業により王子製紙の新聞用紙巻き取り一千ト、国策ペルプの上質紙板

じめ八千ト、同五百箱のコンテナ十二個六十ト、岩倉組の製材八十七

ト、同原木百ト、三井木材の原木六十六ト、など約千四百トの初荷を約七時間で積んで午後四時ころ、東

洋としてばなしく新規発足したわ

京港に向かって出港いたしました。

端なものでは三十分の一とかいううな割合になっていることがあります

ませんが、土地、特に宅地の場合には、その評価額が時価を著しく下回

わり、八分の一とか十分の一とか極めてよいということでは税負担の均衡（公平）上からも問題となります

したがって、適正な評価という点からいっても、このような評価の不均衡をいつまでもそのままにしておくことは容認されません。そこで、このような評価の不均衡を是正するため、新しい評価の方法によって固定資産の再評価を行なうことになります。

これが、このようにしておこなわれる評価替えの問題となります。

この評価替えについていろいろと疑問または誤解され

ている方があつたと思われるので、今までにわかつた範囲内において『どのように評価替えが行なわれるか』お知らせし評価替えに対する協力をお願いいたします。

固定資産の評価替え  
どのように変わるか  
(その1)

## 宅地などの評価の不均衡を是正

### 新基準で適正な時価に評価替え

固定資産税の課税の基礎となる固定資産（土地、家屋償却資産）の評価格は、地方税法で三年度ごとに改正することに定められています。現在の評価格は昭和三十六年度に改正されたものを据置きのまま使用していますが、昭和三十九年度がその評価替えの年度になりますので、市税務課では土地、家屋とも自治省で示した評価基準によってこの評価替えの調査を実施しています。

この評価替えについていろいろと疑問または誤解されている方があつたと思われるので、今までにわかつた範囲内において『どのように評価替えが行なわれるか』お知らせし評価替えに対する協力をお願いいたします。

### 固定資産再評価の理由とその内容

一、昭和三十九年度の固定資産から、固定資産の評価は、新しい評価の方法によつて行なわれます

①固定資産の評価が新しい評価の方  
理由とその内容  
一、昭和三十九年度の固定資  
産税から、固定資産の評価  
は、新しい評価の方法によ  
つて行なわれます

②現在、土地、家屋および償却資産の各資産を通じて、適正で均衡のとれた評価を行なうためのものです。評価の方法が改

められることによって、従来の評価額に変動が生ずることになりますが

評価額の変動は適正な評価といふことから出でるもので、それにより従来以上の税負担の増大を求めようとするものではありません。

評価額の変動は適正な評価といふことから出でるもので、それにより従来以上の税負担の増大を求めようとするものではありません。

行政についての苦情や  
お困りのこととは  
行政相談委員会  
表町18  
戸正一郎氏  
錦町1  
森春明氏  
★毎月1日、市役所で行政苦情相談を行なっております。どうぞご利用ください。

ものです。家屋や償却資産の場合はその評価額が時価と余り相違はありませんが、土地、特に宅地の場合には、その評価額が時価を著しく下回ります。土地の評価額のみが著しく低いことでよいということでは税負担の均衡（公平）上からも問題となります。したがって、適正な評価といふ点からいっても、このような評価の不均衡をいつまでもそのままにしておくことは容認されません。そこで、このようにしておこなわれる評価の不均衡を是正するため、新しい評価の方法によって固定資産の再評価を行なうことになります。

③新しい評価方法による固定資産の適正な時価とは、土地、家庭および償却資産の各資産を通じて、正常な条件のもとにおいて取引きされる価格とは、土地については売買実例価格から導き出される取引価格、家屋については再建築価額、償却資産については取引価額をそれぞれ基準として求めることになります。

この評価替えについていろいろと疑問または誤解されている方があつたと思われるので、今までにわかつた範囲内において『どのように評価替えが行なわれるか』お知らせし評価替えに対する協力をお願いいたします。



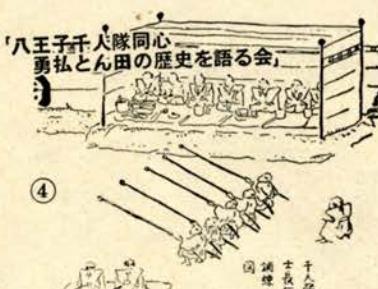


## ランプ生活とお別れ 錦岡と弁天開拓52戸に文化の灯

ランプ生活だった錦岡の一部（弁天沼の西側と南側）三十戸に十月二十六日から待望の文化の灯がともりました。錦岡開拓は九月から弁天開拓は十月から電化工事に着手していたもので、工費は錦岡開拓は三百六十万八千円（道補助金二百七万二千円、個人負担百十三万一千円、市助成金四十八万五千円）弁天開拓は五百三万八千円（道補助金三百七十四万六千円、個人負担九十万四千四百円、市助成金三千八万七千六百円）となっております。

これまで市管内の無灯火地帯は、植苗前十九戸（山側八戸、浜側十一戸）であります。

上保 文化財専門委員会をつくったらどうでしようか。私の方では十



(4)

農家の一部（弁天沼の西側と南側）三十戸に十月二十六日から待望の文化の灯がともりました。錦岡開拓は九月から弁天開拓は十月から電化工事に着手していたもので、工費は錦岡開拓は三百六十万八千円（道補助金二百七万二千円、個人負担百十三万一千円、市助成金四十八万五千円）弁天開拓は五百三万八千円（道補助金三百七十四万六千円、個人負担九十万四千四百円、市助成金三千八万七千六百円）となつております。

中英雄（錦岡）—白菜③矢内兵衛（拓勇）—力ボチャ、佐藤徳次郎（拓井）—ホウレン草、木津勇太郎（拓勇）—長ネギ

### みごとな出来ばえ

#### 市管内農産物評会

第十五回市文化祭行事のひとつとして、市管内農産物評会は六日、産業会館で行なわれました。丹誠こめてつくった作物六種合計九十五点が出品され審査の結果、つぎの十八人が入賞しました。

【小豆】①伊藤愛次郎（静川）②加藤幸吉（樽前）③眞部修（糸井）、山本登（錦岡）

【雑穀】①伊藤愛次郎（静川）—金時②大根昌（植苗）—黒大豆、網木哲夫（弁天）—金時③高橋昌夫（糸井）—トーキビ、八島久則（糸井）

【花豆】、柳原博（樽前）—トーキビ【ニンジン】①八巻三郎（柏原）②伊藤愛次郎（静川）③矢内兵衛（拓勇）鈴木繁雄（柏原）

【葉果菜類】①佐藤貞（柏原）—白菜②佐藤貞（柏原）—キヤベツ、田

## 美 举

#### （市社会福祉協議会扱い）

▽一千五百円・勇払一四三助産婦高野英方佐藤美智枝（五）【苦小牧駅で拾ったサイフの落し主から贈られた謝礼金をそのまま寄託】十一日

市育英会に二十万円

寄付 緑町（井）上（キヨ）さん

## 第七回市勢要覧用写真コンテスト

### 広報用写真コンテスト

毎回多くの写真同好者からご協力をいただいている市勢要覧掲載写真および広報写真を、今回もつきの要領で募集いたしますから、ふるってご応募ください。

【根菜類】①瀬田川重太郎（樽前）苗中央）

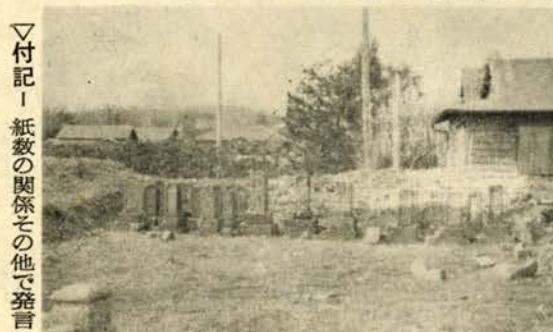
②藤井昭典（弁天）③齊藤彰男（植

【根菜類】①瀬田川重太郎（樽前）

一長イモ②北向サト（樽前）一ゴボウ、前川喜作（樽前）一ゴボウ、齊藤彰男（植苗中央）

【ばれいしょ】①鈴木繁雄（柏原）

②藤井昭典（弁天）③齊藤彰男（植



▽付記 紙数の関係その他で発言



## 男女従業員募集

子=小型免許所有者20才位、若干名

子=中卒または高卒者、22才まで、若干名

込=緑町20、苦小牧デパートセルフ部、桜井まで

★面接期日・場所=26日前9時~後6時、産業会館2階(履歴書持参のこと)

苦小牧デパートセルフ部(株) T 3346

## 「小学校一年生になられる お子さんの申告について」

明年4月1日に新しく小学校に入学する児童の申告事務を次のとおり取扱うことになりましたので該当児童のおられる方は必ず期限内に申告して下さい。

なお例年期限を経過してから申告される方がありますが学級編制その他重要な教育事務に大きな支障を来すことになりますので特に申告の期限を守られるようお願い致します。

### ◎申告しなければならない児童は

※昭和32年4月2日から昭和33年4月1日までの間に生まれた者

※昨年病気その他事情で就学猶予を受けていた者

### ◎申告用紙は11月21日から次の場所で配付いたします。

※東、西、若草、緑、北光、大成の各小学校通学区域の方はそれぞれの小学校、市民館又は市教育委員会

※勇払小学校通学区域の方は小学校又は市役所勇払出張所

※上記以外の学校に通学する方はそれぞれの小学校

### ◎就学猶予について

新入学児童で病気その他の事情で就学できない者又は昨年就学猶予された者で尚引続き就学猶予を必要とする者については認可を受けなければなりませんので就学猶予願書（用紙は教育委員会に用意してあります）と申告書に医師の診断書を添えて市教育委員会に願出下さい。

### ◎申告書の受付期間及び受付場所

受付期間	受付時間	受付場所
12月1日から 12月3日まで 3日間	午前9時から 午後4時まで	緑小学校
" 4日から " 5日まで 2日間	午前9時から 午後4時まで	北光小学校
" 6日から " 8日まで 3日間	午前9時から 午後4時まで	西小学校
" 9日から " 10日まで 2日間	午前9時から 午後4時まで	若草小学校
" 11日から " 12日まで 2日間	午前9時から 午後4時まで	大成小学校
" 13日から " 15日まで 3日間	午前9時から 午後4時まで	東 <small>まきわん</small> 小学校
" 1日から " 5日まで 5日間	午前9時から 午後3時まで	勇払、錦岡、沼の端、樽前、植苗、柏原、丸山、静川の各小学校

※上記のほか12月1日から12月15日までの間（但し日曜を除く）市教育委員会においても受付いたします。

### ◎その他詳しいことは市教育委員会にお問い合わせ下さい。

苦小牧市教育委員会

(電話代3121番)